

鳥取県公報

◇告示 目次
 昭和二十七年度稲作指定有害動植物の異状
 発生防除計画の制定

告示

鳥取県告示第四百二十七号
 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第二十四
 條の規定に基づき、昭和二十七年稲作指定有害動植物の
 異状発生防除計画を次のように定めた。

昭和二十七年八月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和四年四月十日第三種郵便物認可

- 一 事業の対象となる作物
 稲
- 二 対象となる指定有害動植物
 いもち病
- 三 防除計画面積及び防除用薬剤

鳥取	岩美	防除計画面積	防除剤名	必要量	薬剤
五〇町	石灰ボルドー液	五〇町	石灰ボルドー液	一五七、六〇五畝	CBA
					七三、七五畝

計	日野同	西伯同 米子同	東伯同	気高同	八頭同
四八〇	二〇	一六〇	一五二	九〇	八
	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"
CBA	CBA	CBA	CBA	CBA	CBA
七三、 二二六 八〇〇 八〇〇	三一 一〇五 二〇〇	二、 四、 九〇〇 九〇〇	二、 二、 二八四 九一、 二	一、 三六 五七 五〇 五	一 二六 〇〇 四、 八

四 防除用器具

器 種 名

必 要 台 数

動力噴霧機

二八台

高圧噴霧機

五一

計

七九

五 防除実施期間

いもち病

昭和二十七年七月十日から
同 年九月二十日まで

六 防除実施要領

市町村又は町村農業共済組合(以下「市町村等」という。)より報告される水害地帯を中心とする病害発生
の状況を基礎として、県の緊急防除計画をたて、これ
を市町村等へ指示し、市町村等はこれに基いて防除を
実施する。
これに対する資材措置としては、農薬については市町

村等において、右計画に基き町村別の需給計画をたて、
県農業共済組合連合会及び県農薬協会においてこれを
確保し、防除器具については、市町村有の防除器具の
流通措置及び病害虫防除所の運用する防除器具の機動
措置を講ずることによつて、異状発生防除に対処する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 渡

刷 行 鳥 鳥
所 取 取 取
縣 者 縣 縣
鳥 鳥 鳥
取 取 取
市 市 市
取 東 東
町 町
縣 縣
取
印
刷
所 縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料(実費) 一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課